

# 資料編



## 計画策定の経過

平成20年 11月	相模原市地域福祉計画連絡会議及び相模原市地域福祉計画推進会議の開催 ・第2期相模原市地域福祉計画の改定方針案について
平成21年 1月～2月	地区社会福祉協議会へのアンケート調査の実施
3月	相模原市地域福祉計画推進会議の開催 ・第2期相模原市地域福祉計画の構成・体系案について
3月～4月	民生委員・児童委員へのアンケート調査の実施
5月	相模原市地域福祉計画連絡会議及び相模原市地域福祉計画推進会議の開催 ・第2期相模原市地域福祉計画の骨子案について
5月～6月	市政に関する世論調査の実施
10月	相模原市地域福祉計画連絡会議、相模原市地域福祉計画推進会議、健康福祉局経営会議の開催 ・第2期相模原市地域福祉計画の素案について
11月	相模原市地域福祉計画推進会議の開催 ・第2期相模原市地域福祉計画の素案について
平成21年12月 ～平成22年1月	パブリックコメントの実施
1月	相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会へ諮問
2月	相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会から答申
3月	相模原市地域福祉計画推進会議の開催 ・第2期相模原市地域福祉計画について 第2期相模原市地域福祉計画策定

## 相模原市地域福祉計画推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 相模原市が定めた相模原市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するため、相模原市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域福祉計画の実施状況の把握及び検証に関すること。
- (2) 前項に基づく評価及び提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げるものとする。

2 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進会議の進行は、会長が行い、会長が不在の場合は、副会長が代理する。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成17年7月27日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる推進会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	所 属 等
学識経験者	—
福祉事業者	相模原市高齢者福祉施設協議会
福祉事業者	相模原市障害福祉事業所協会
福祉事業者	相模原市私立保育園園長会
福祉団体・NPO関係者	相模原市社会福祉協議会
福祉団体・NPO関係者	相模原市自治会連合会
福祉団体・NPO関係者	地区社会福祉協議会
福祉団体・NPO関係者	相模原市民生委員児童委員協議会
福祉団体・NPO関係者	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会
公募による者	—
公募による者	—

## 相模原市地域福祉計画推進会議委員名簿

(任期 平成20年5月27日から平成22年3月31日まで)

(敬称略)

No	区分	委員氏名	所属団体等
1	学識経験者	◎小野 敏 明	田園調布学園大学人間福祉学部教授
2	福祉事業者	阿部 匡 秀	相模原市高齢者福祉施設協議会
3	福祉事業者	中島 博 幸	相模原市障害福祉事業所協会
4	福祉事業者	清水 紳一郎	相模原市私立保育園園長会
5	福祉団体・ NPO 関係者	吉本 一 夫	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
6	福祉団体・ NPO 関係者	○田所 昌 訓	相模原市自治会連合会
7	福祉団体・ NPO 関係者	津田 啓 子	地区社会福祉協議会 (相模原市社会福祉協議会地区社協部会)
8	福祉団体・ NPO 関係者	相川 真 慶	相模原市民生委員児童委員協議会
9	福祉団体・ NPO 関係者	高橋 功	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会
10	公募による者	石川 欽 也	—
11	公募による者	空代 直 美	—

◎：会長    ○：副会長

## 社会福祉審議会諮問

F No. 5・0・0

平成22年1月28日

相模原市社会福祉審議会  
高齢者福祉等専門分科会  
会長 池田 勝徳 様

相模原市長 加 山 俊 夫

### 第2期相模原市地域福祉計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項  
第2期相模原市地域福祉計画（案）について
- 2 答申希望時期  
平成22年2月

以 上

## 社会福祉審議会答申

平成22年 2月24日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市社会福祉審議会  
高齢者福祉等専門分科会  
会 長 池田 勝徳

### 第2期相模原市地域福祉計画（案）について（答申）

平成22年1月28日付けF No. 5・0・0をもって諮問のありました第2期相模原市地域福祉計画（案）について、当審議会において審議した結果、適当であるとの結論を得ましたので答申します。

なお、計画の実施に当たっては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、基本理念である「わたしたちで支えあう 福祉のまちをめざして」の実現に向け、地域、福祉事業者、市社会福祉協議会、行政が一体となって地域福祉の推進に取り組まれるよう要望します。

以 上

## 相模原市社会福祉審議会 高齢者福祉等専門分科会委員名簿

(任期 平成21年4月10日から平成23年4月9日まで)

(敬称略)

No	委員氏名	所属団体等
1	相川 真 慶	相模原市民生委員児童委員協議会
2	○吉本 一 夫	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
3	植田 賢 一	相模原市老人クラブ連合会
4	内田 紀 子	相模原市私立保育園園長会
5	米山 孝	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
6	岩崎 泉	相模原市高齢者福祉施設協議会
7	◎池田 勝 徳	日本大学法学部教授
8	野中 保	相模原市自治会連合会
9	井上 俊 彦	社団法人相模原市歯科医師会
10	高橋 功	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会
11	志村 春 雄	相模原人権擁護委員協議会
12	小松 幹一郎	社団法人相模原市医師会
13	大澤 明 光	津久井町地域協議会
14	溝口 正 裕	相模湖町地域協議会
15	本多 雅 子	城山町地域協議会
16	小池 和 代	藤野町地域協議会

◎：会長 ○：職務代理

## 用語解説（50音順）

この計画における用語等の意味は、次のとおりです。

---

### 【あ行】

#### ○あじさい大学〔P15、P75〕

60歳以上の人を対象にあじさい会館、若竹園、青少年学習センター等を会場として、各種講座などを開催し、学習の機会を提供します。

#### ○N P O（民間非営利組織）〔P5、P39、P44など〕

Non-Profit Organization の略。医療・福祉、環境、文化、スポーツ、まちづくり、国際協力などの分野で、自由な社会貢献活動を非営利で進める市民の組織をさします。平成10年施行の特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となっており、認証された特定非営利活動法人をN P O法人といいます。

### 【か行】

#### ○介護支援専門員（ケアマネジャー）〔P14、P63〕

介護保険の要支援・要介護認定を受けた人からの相談や心身の状況等に応じ、適切・効果的にサービスが受けられるよう、ケアプランを作成し、介護サービス提供者や施設等とサービスを受ける人やその家族との連絡調整を行います。

#### ○介護支援ボランティア事業〔P53〕

高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励・支援するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、ポイントに応じて交付金を支給します。

#### ○介護予防サポーター〔P53〕

市が独自に育成を進めている介護予防の普及・啓発等の一翼を担う有償ボランティアです。市が主催する養成講座を受講した後、あらかじめ活動地域を登録し、各地域包括支援センターが実施する介護予防教室に応援スタッフとして協力します。

#### ○介護予防地域活動支援事業〔P53〕

多くの元気高齢者に対し、介護予防全般の知識や生活機能の向上に取り組んでもらうため、市民活力導入の観点から、一定の要件を満たす団体に対し奨励金を交付し、市民団体による一般の元気高齢者向け介護予防教室等の開催の促進を図ります。

### ○ガイドヘルプサービス〔P75〕

視覚障害者や知的障害者など単独での外出が困難な人の生活上必要な外出や社会参加のための外出時に、ガイドヘルパーが介助を行うサービスです。

### ○権利擁護〔P14、P62、P63〕

福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

### ○高齢者等虐待防止ネットワーク協議会〔P15、P69〕

市や警察、医師等で構成し、高齢者や障害者などに対する虐待の防止や早期発見、早期対応を図るための協議などを行います。

### ○子育てサポーター〔P65〕

子育て経験者等が、ふれあい親子サロンや子育て広場等において、子育てやしつけに関する悩み、不安をもつ親の相談を受け、アドバイスなどを行います。

### ○コミュニティビジネス〔P63〕

市民が主体になり、地域で抱える課題やニーズを有償サービスにより解決・実現していく取り組みで、地域産業の振興やコミュニティの再生など、地域の活性化につながるものとして期待されています。

## 【さ行】

### ○さがみはら市民活動サポートセンター〔P14、P55〕

福祉や環境保全などの分野で行われている市民の社会貢献活動を支援するため、市民活動に関する相談の受付、市民活動のネットワークづくり、市民活動に関する情報提供等を行います。

### ○市社会福祉協議会〔P44、P55、P91など〕

国・都道府県・市区町村単位で組織された地域福祉の推進を図る団体で、本市には、社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人相模原市社会福祉協議会があります。

### ○児童相談所〔P65〕

児童に関する専門的な相談や一時保護、施設入所措置を行います。

### ○社会福祉施設〔P5、P39、P80など〕

社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業を行う施設のことです。種別により福祉関係の国の通知・通達に基づいた施設も含まれます。

### ○社会を明るくする運動〔P13、P49〕

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、法務省が主唱し、昭和26年から始められました。毎年7月が強調月間で、街頭キャンペーンや講演会等を実施しています。

### ○生涯学習まちかど講座〔P49〕

サークル・地域・職場での市民の学習活動を支援するため、会合などの場所に市職員が出向き、相模原のことや市の仕事のことを話す講座です。福祉のジャンルには、「進めよう地域福祉」、「子育て・子育て支援について」、「高齢者の福祉サービス」、「あなたが知りたい障害者福祉」などの講座があります。

### ○障害者更生相談所〔P65〕

身体障害者及び知的障害者に関する専門的な相談や判定等を行います。

### ○障害者支援センター〔P14、P65、P75〕

障害者の自立と社会活動への参加を支援するために、相談や就労、生活を支援する事業などのサービスを提供します。

### ○障害者自立支援協議会〔P69〕

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議などを行います。

### ○障害福祉相談員〔P65〕

障害者やその家族の実態を把握し、障害者の療育、生活等の相談に応じ、必要な助言などを行います。

### ○シルバー人材センター〔P15、P75〕

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、企業や家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な仕事を引き受け、会員に仕事を提供します。

### ○精神保健福祉センター〔P65〕

精神保健と精神障害者に関する専門的な相談・指導等を行います。

### ○成年後見制度〔P63〕

認知症や知的・精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な人について、判断力を補い保護支援する制度です。

### ○成年後見制度利用支援事業〔P14、P63〕

認知症や知的・精神障害者など、判断能力が不十分な人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成をします。

## 【た行】

### ○地域活動支援センター〔P65〕

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を供与し、障害者の自立した生活を支援します。

### ○地域ケア会議〔P69〕

地域の関係者による高齢者支援に関する情報交換や連絡調整を行う会議で、地域包括支援センターが主催します。民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、介護支援専門員、介護施設関係者、ボランティアグループ、NPO等の関係者が参加します。

### ○地域ケアサポート医〔P69〕

地域での医療と介護の連携をさらに強化するため、その橋渡しの役割を担う医師及び歯科医師で、各区単位に設置します。

### ○地域福祉コーディネーター〔P21、P82〕

福祉団体や自治会、ボランティア、NPO等と情報を共有するなどネットワークの構築や地域内の様々な福祉課題に対して、専門家やボランティア、行政等へつないで解決に導くなど、福祉コミュニティづくりの核となる人材です。

### ○地域包括支援センター〔P9、P61、P65など〕

介護保険法に基づく身近な地域の高齢者の総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、高齢者や介護家族からの相談、支援、要支援者等に対する介護予防ケアプランの作成などを行います。

### ○地域密着型サービス〔P3〕

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスです。

### ○地域若者サポートステーション〔P71〕

ニートやフリーターなどの若者の自立を支援するため、相談や職業意識の啓発、社会適応支援などを行います。

### ○地区社会福祉協議会〔P9、P44、P55など〕

地域の諸団体等の協議体として小圏域の22地区に組織され、福祉に関する広報事業や啓発事業、支えあい事業などの地域の福祉活動を行う任意団体です。

### ○ドメスティック・バイオレンス（DV）〔P71〕

配偶者や恋人等の親密な関係にある人からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為のことです。

## 【な行】

### ○難病患者地域支援ネットワーク事業〔P69〕

難病患者及びその家族の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な患者に対し、地域の医療機関及び関係行政機関との連携のもとに、適切な在宅療養支援を提供します。

### ○認知症サポーター〔P53〕

厚生労働省が定める養成講座を受講し、日常生活において、認知症の人やその介護家族を応援します。市では独自にシンボルマークを作成し、その養成を進めています。

### ○ノンステップバス〔P77〕

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や障害者、児童などにも乗り降りが容易なバスのことです。

## 【は行】

### ○徘徊高齢者等のためのネットワーク連絡協議会〔P15、P69〕

市や警察、交通機関等で構成し、徘徊高齢者等の早期発見及び保護に関することなどの協議を行います。

### ○ファミリーサポートセンター事業〔P57〕

安心とゆとりを持って子育てができるように、子育ての手助けが欲しい人（利用会員）と子育ての手助けをしたい人（援助会員）が登録し、地域において子育てを有償により支援する会員組織を運営する事業です。市がファミリーサポートセンターを設置し、運営を市社会福祉協議会に委託しています。

### ○福祉月間〔P49〕

本市では、毎年9月15日から10月15日までを市民が福祉についてともに考え、見て聞いて知り、参加する福祉月間としています。地域で福祉活動を積極的に実践している人などに対する表彰、福祉ポスター・作文の入賞者の表彰、福祉のまちづくり講演会等を行っています。

### ○福祉サービス利用援助事業〔P14、P63〕

認知症や知的・精神障害者など、判断能力の不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する相談、助言、必要な手続又は費用の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための援助を一体的に行う事業です。

### ○ふれあい親子サロン〔P65〕

保健師や主任児童委員、健康づくり普及員等が、健康相談、育児相談、乳幼児の身体測定などを行います。

### ○保育支援検討委員会〔P69〕

要援護障害児の処遇の向上を図るための委員会で、処遇困難ケースの協議や保健福祉サービス提供機関との連絡調整などを行います。

### ○ボランティアセンター〔P55〕

ボランティア活動をしたいという人とボランティアの支援を必要とする人の相談を受けるとともに、高齢者、障害者や福祉施設等ボランティアの支援を必要とする人からの要請に応じて、いるかバンク登録者やボランティアグループ、NPO等への活動の依頼及び調整を行います。

## 【ま行】

### ○民生委員・児童委員〔P5、P44、P71など〕

民生委員法及び児童福祉法に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、住民の暮らしを支援する人です。（高齢者介護や健康・医療に関する相談、福祉サービスの紹介など）

すべての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。主任児童委員という主に子どもに関する支援活動を行う委員もいます。

## 【や行】

### ○要保護児童対策地域協議会〔P15、P69〕

市や警察、医師等で構成し、要保護児童の早期発見、早期対応を図るための協議を行います。

## 【ら行】

### ○療育センター〔P65〕

障害児・者やその家族に対し、相談・療育（医療、養育・保育・教育）・機能訓練・児童デイサービス事業等を通じて総合的な支援を行います。

**第2期 相模原市地域福祉計画**  
～わたしたちで支えあう 福祉のまちをめざして～

発行日／平成22年3月31日

発行／相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-9222（直通）

FAX 042-759-4395

\*連絡先は平成22年4月以降のものです。